

夢を実現する第一歩のために…

2011年1月号

ミツヒロニュース



新年おめでとうございます。
年賀状に「口和敬」について
書きました。お互いを敬い、
言葉をも大切にコミュニケーションをとることで「和」
が生まれます。今年、は決断を
迫られる機会が多くなると思います。
いざという時に、正しい決断を下すこと
が出来よう、日頃から「和」を保ち、
自分でよく考え行動し、元気で活きのあ
る未来を創りましょう。 光廣 昌史

今月のトピックス

- 税制改正大綱 発表！
- 確定申告にあたり
- あとがき 総合企画部一同より



謹んで新春のお慶びを申し上げます 平成23年 元旦

平成23年 税制改正大綱 発表！

年末、12月16日に税制改正大綱が発表されました。
昨年8月に政権交代したため、大幅な税制改正は行う
ことができず、今年は、**民主党が政権を握って初めて本腰を入れた税制改正**となりました。

税制改正の中でも、**相続税や贈与税といった「資産税」**は特に大きく変わる予定です。
これまで、資産税は、何度もその改正を議論されてきました。しかし、その度に各種特例
の存廃など小手先の改正にとどまっていた。しかし今回は、**相続税の再分配機能を回復**
することを目的として税率構造や基礎控除の手直しに踏み切る内容となりました。以下、
その改正内容を紹介します。

改正内容

1. 相続税の基礎控除引下げ

①概要

相続財産には課税されない枠があります。これを**基礎控除**といいます。

基礎控除は、

現 行

定額控除 5,000 万円 + 法定相続人比例控除 1,000 万円に法定相続人数を乗じた金額
となっていますが、

改正案 では、

定額控除 **3,000 万円** + 法定相続人比例控除 **600 万円**に法定相続人数を乗じた金額
となりました。

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・森川まで

<http://www.office-m.co.jp> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

例えば、法定相続人が二人の場合、基礎控除は

現 行

定額控除 5,000 万円＋法定相続人比例控除 1,000 万円×2 人＝7,000 万円 から

改正案 では、

定額控除 3,000 万円＋法定相続比例控除 600 万円×2 人＝4,200 万円 となり、課税されない相続財産の差が 2,800 万円にもなり、その分増税となります。

2. 相続税の税率構造の改正

現 行 は、相続財産の金額と税率について、

1 億円超 3 億円以下の場合 税率 40%
3 億円超の場合 税率 50% です。

改正案 では

2 億円超 3 億円以下の場合 税率 45%
3 億円超 6 億円以下の場合 税率 50%
6 億円超の場合 税率 55% となり、

高額の財産を相続した場合には税率が上がり、**増税**となります。

3. 死亡保険金の非課税限度枠の制限

生命保険の死亡保険金については、**非課税枠**が設けられていますが、以下の通り**変更**となりました。

現 行 500 万円×法定相続人の数

↓

改正案 500 万円×法定相続人の数

ただし、法定相続人について限定あり→未成年者、障害者、
相続発生直前に被相続人と生計を一にしていた者に限定されます。

4. 贈与財産に係る贈与税の税率構造についての見直し

贈与税の最高税率も 50%から 55%に引き上げになりますが、**若年世代への生前贈与による財産の有効活用**の観点から、子・孫（20 歳以上の直系尊属に限定）への贈与に対する贈与税の税率構造を別に設けます。

イ 20 歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率構造

現 行

金額	税率
200 万円以下	10%
300 万円以下	15%
400 万円以下	20%
600 万円以下	30%
1,000 万円以下	40%
—	—
1,000 万円 超	50%
—	—



改正案

金額	税率
200 万円以下	10%
—	—
400 万円以下	15%
600 万円以下	20%
1,000 万円以下	30%
1,500 万円以下	40%
3,000 万円以下	45%
4,500 万円以下	50%
4,500 万円 超	55%

ロ 上記イ以外の贈与財産に係る贈与税の税率構造

現 行 は、贈与財産の金額が

600 万円超 1,000 万円以下の場合 は 税率 40%

1,000 万円超の場合 は 税率 50% ですが、

改正案 では

1,000 万円超 1,500 万円以下の金額の場合 は 税率 45%

1,500 万円超 3,000 万円以下の場合 は 税率 50%

3,000 万円超の場合 は 税率 55% となり、

高額の財産を贈与した場合には税率が上がり、**増税**となります。

5. 相続時精算課税制度の適用要件の見直し

相続時精算課税制度とは、高齢者の保有する資産を次世代に円滑に移転させるために、**生前贈与を促進**させるべく贈与税と相続税を通じた納税をする制度です。この制度では、贈与時に **2,500 万円の非課税枠**を一生涯において複数年にわたり利用でき、この贈与財産を相続税発生時に通算して課税する制度です。

この制度の利用により、受贈者が相続人となった際に相続税が発生するまで、納税義務を繰り延べることが出来、相続税が発生するまで、受贈者の消費に回すことが出来ます。

この制度をより促進させるために、**適用対象者の要件の見直し**が行われます。

この改正は、原則として平成 23 年 1 月 1 日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用となります。

現 行 贈与者-65 歳以上の親 受贈者-20 歳以上の子 とされていましたが、

改正案 贈与者-60 歳以上の親 受贈者-20 歳以上の子・孫 となりました。

※上記の孫への贈与の場合、相続が発生した際の課税方法は明らかになっていません。

遺贈と見なされた場合には相続税が二割加算される可能性もあるため、孫への贈与については今後提出される法案を踏まえて慎重に検討する必要があります。

以上、税制改正の中でも資産税について述べましたが、その他、個人所得課税について、**上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る 10%軽減税率の適用期限が 2 年延長されました**。この制度は、上場企業株式の配当の（1 月 1 日～12 月 31 日の）年間 100 万円以下、譲渡所得等の 500 万円以下の部分について課税が 10%（所得税 7%、住民税 3%）税率が軽減される制度です。個人の投資家にはとてもメリットのある内容となっていますので併せて紹介しておきたいと思います。

また、その他**法人税率の軽減**などがあり、注目すべき改正項目も多々あります。

詳しくは、弊社グループ会社の DEPS 事業部主催 弊社税理士 光廣 昌史 と 中山 昌実 が講師を務める「平成 23 年 税制改正大綱から今後の税制を読む」にご参加いただければと思います。

参考文献

税制調査会

「平成 23 年度税制改正大綱」

税務通信 No. 3144

「平成 23 年度税制改正大綱を閣議決定」

納税通信 第 3153 号

「資産税 お金持ちに厳しく若者に甘く」

お客様各位

確定申告にあたり・・・

本年もまた確定申告の時期がやって参ります。

申告に早めに取りかかれるよう、以下の書類等を準備して下さい。尚、詳細については、改めて通知致しますので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

- 給与所得や公的年金等の源泉徴収簿（原本）
 - 私的年金等を受けている場合には支払金額の分かるもの
 - 医療費の領収書等、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、生命保険料の控除証明書、地震保険料（旧長期損害保険料）の控除証明書、寄付金の受領証など
- ※譲渡・贈与のある方は至急ご連絡下さい。
※還付申告の方は2月15日以前でも申告書を提出することが可能です。

あしがき

明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願い申し上げます。
2011年1月号も総合企画部一同よりご挨拶申し上げます。

新年明けましておめでとうございます。

本年も何卒、弊社並びにスタッフ一同をご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

昨年50歳を迎え、色々な人に支えられ人生の約2/3を生きてきました。あまり考えたくない話ですが、残り1/3の人生を今まで以上に充実したものにするようにモチベーションを高く持ち、1日1日を大切に過ごして生活していきたいと思えます。（部長 中野 一弘）

明けましておめでとうございます。今年は創業50年という節目の年に当たります。

こうして新春を迎えることができましたのも、皆さまのお陰と感謝しております。誠にありがとうございます。

50年という歴史の中で、私自身が関わってこられたのは、ほんの一部分では有りますが、これからも自分の役割を認識して日々の業務に邁進して行きたいと思えます。そして今年は、ご縁を頂いた方との交流を深めて行きたいと思えます。一緒に泣いたり笑ったり、色々な出来事や想いを共有出来る人が増えると嬉しいなと思えます。もちろん卯年ですから、元氣よく飛び跳ねたいと思えます！本年もどうぞ宜しくお願い致します。（下田 美紀）

謹んで新春のお慶びを申し上げます。旧年中は、ひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。本年も、よろしく願い致します。

本年の私の目標は、「コミュニケーション能力の向上」です。とは言え、急に話す事が上達するとも思えないので、当面の目標は、聞き上手になることです。聞き上手になるには、相手の話に興味を持ち、その話に関する知識をある程度持っていないと出来ないと思うので、あまり関心のないスポーツや音楽、映画などの情報も少しずつ取り入れていけたらと思っています。（和田 純一）

新年明けましておめでとうございます。また、旧年中は大変お世話になり、厚く御礼申し上げます。

さて、私の今年の抱負は、「しなやかさ！」を少しでも身につけることです。

自分でも気づいていることなのですが、私は、残念ながらまだまだ若輩者で他人の価値観を理解することが下手だと常々思います。これまで、自身の想いや目標に向かうことについては自分なりに挑戦してみた気はしていますが、これからは、もっと視野を広げて色々なものを吸収していくためにも、これまで自分のものに出来なかった価値観を少しでも自分の経験に生かしていきたいと思えます。（森川 梨絵）

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp>

